

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月5日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒271-0097
住 所 千葉県松戸市栗山478-1
氏 名 千葉県企業局ちば野菊の里浄水場
場長 岩原 大樹
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 047-394-8300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	千葉県企業局 ちば野菊の里浄水場
事業場の所在地	松戸市栗山478-1 (ちば野菊の里浄水場)
事業の種類	F36-水道業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	69792.2 t	全処理委託量	69792.2 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	1144.2 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
※事務処理欄			

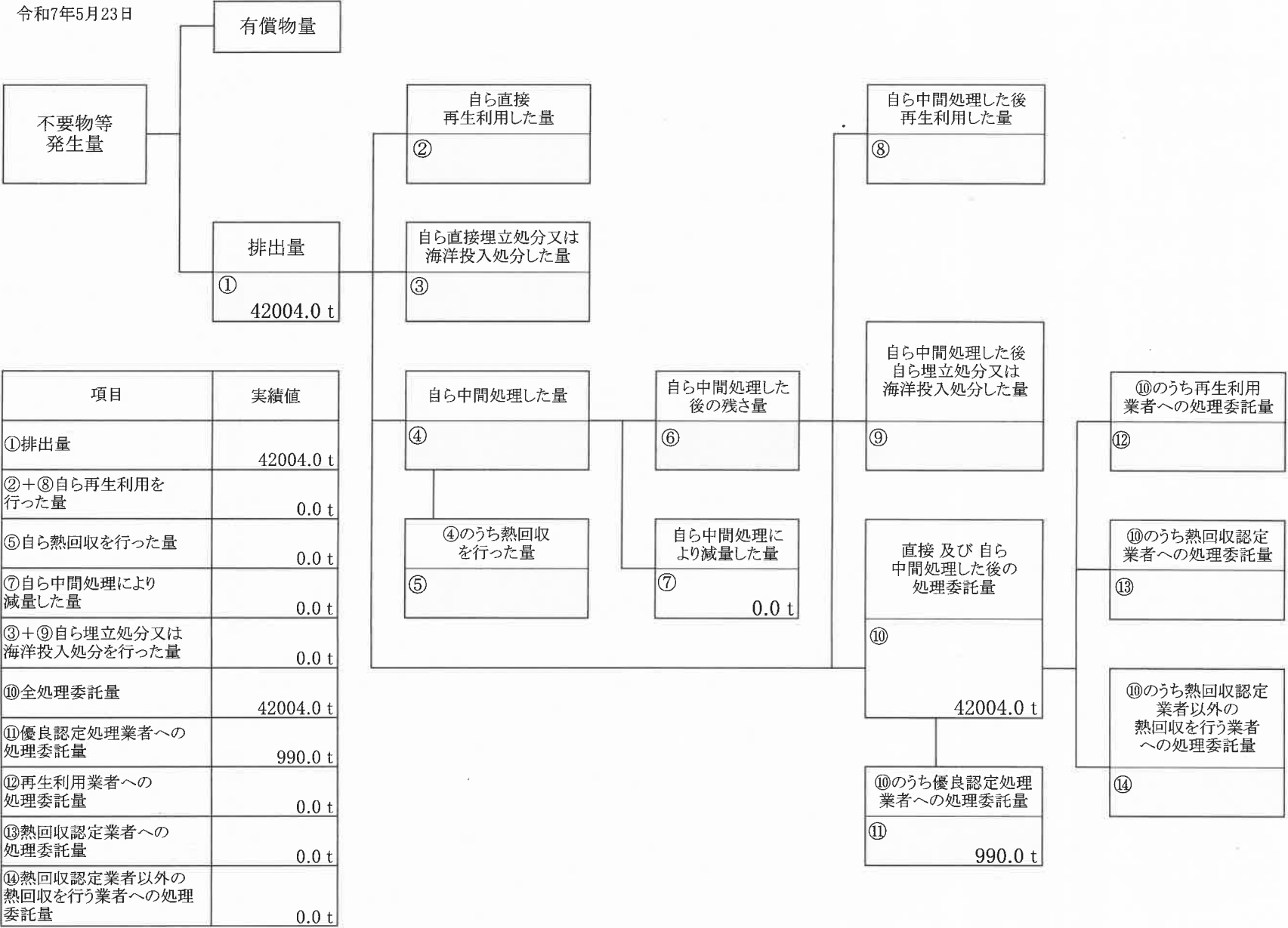


(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

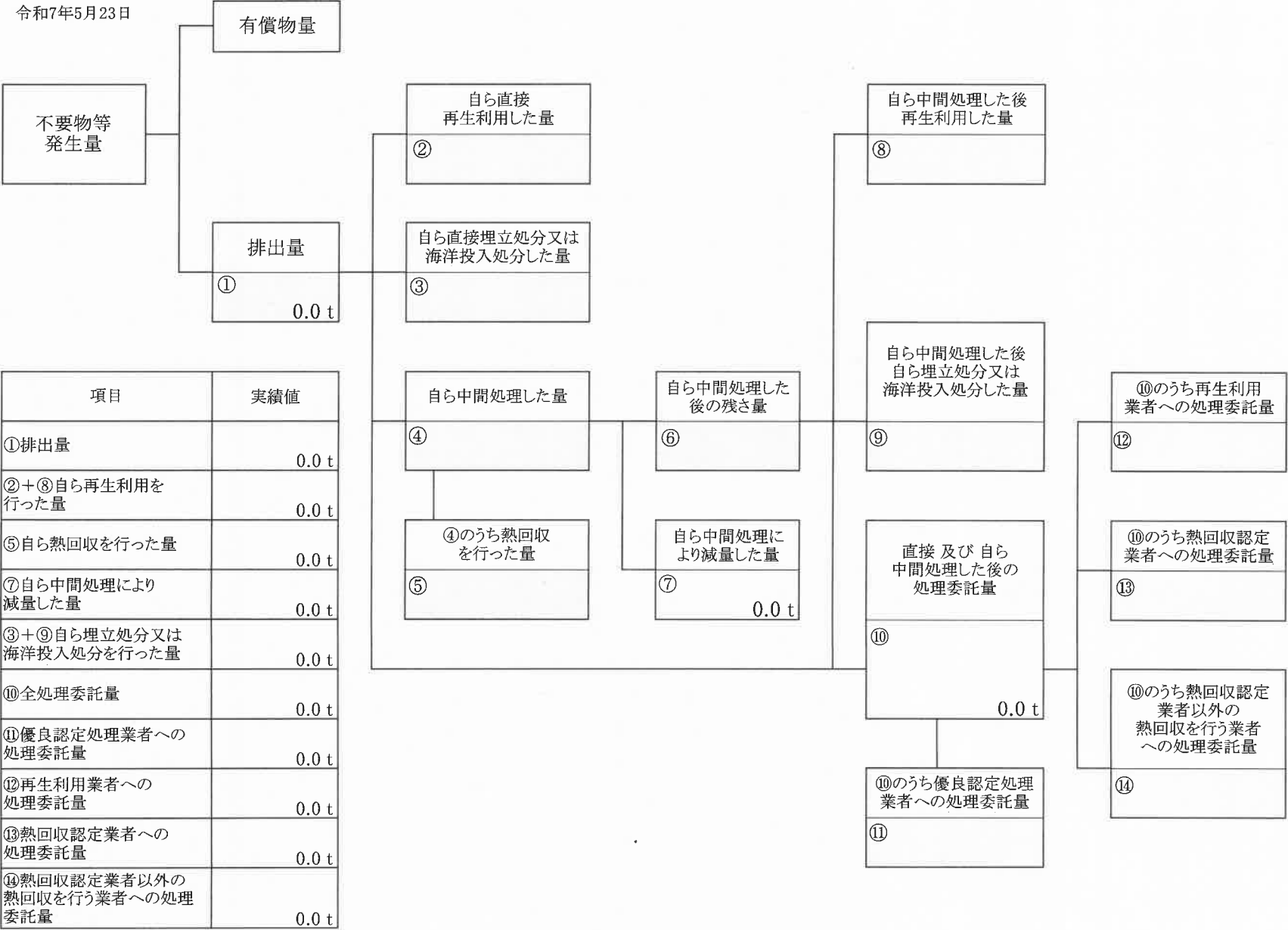
令和7年5月23日



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 燃え殻)

令和7年5月23日



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

混合廃棄物

)

令和7年5月23日

有償物量

不要物等
発生量

排出量

①
8.7 t

自ら直接
再生利用した量

②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

自ら中間処理した量

④

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

④のうち熱回収
を行った量

⑤

自ら中間処理に
より減量した量

⑦

0.0 t

直接 及び 自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩

8.7 t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

⑩のうち優良認定処理
業者への処理委託量

⑪

7.8 t

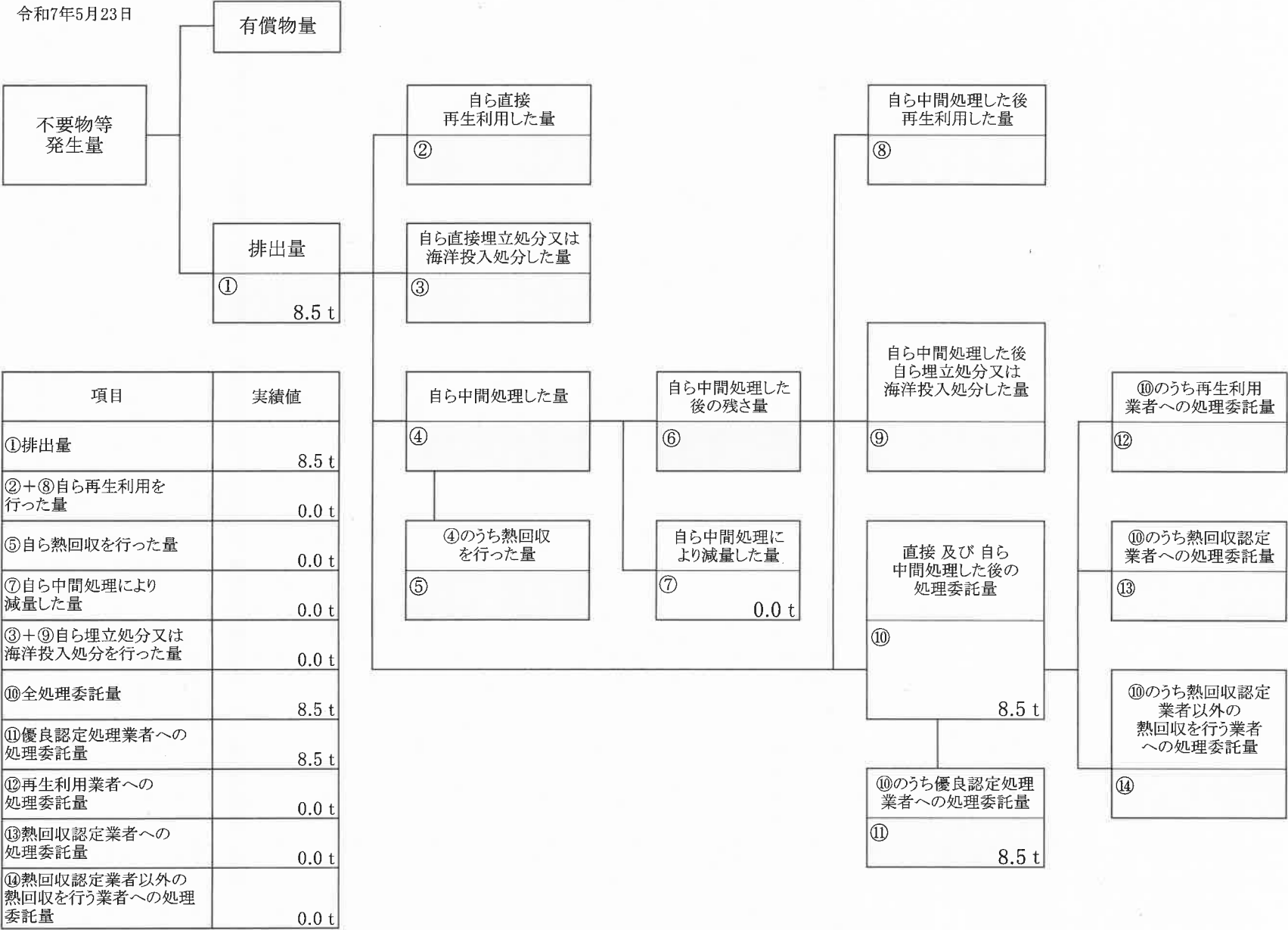
(第2面)

項目	実績値
①排出量	8.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	8.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	7.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)

令和7年5月23日



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画」における、###
した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)
に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への
焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記
入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃
棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。